

FAQ

№	記入日	質問	回答
1	補助条件	「市が指定した休園終了日」はいつ頃、分かりますか。	職員または児童に陽性者が発生した場合は速やかに区子ども家庭支援課へご連絡ください。陽性者の最終登園日や保育の状況を踏まえ、区子ども家庭支援課、または区青少年局から休園期間を指定します。
2	補助条件	陽性者の把握が遅れたため、市が指定した休園終了日が「明日」と言われた。一部保育は明日から可能だが、補助の対象となるか？	対象にはなりません。 市が指定した休園終了日より2日以上前に一部保育を再開した場合が対象です。
3	補助条件	市が指定した休園期間がすべて祝日・日曜で、そもそも保育園を開所しないため、一部保育も再開しない。補助の対象となるか？	対象にはなりません。 市が指定した休園終了日より2日以上前に一部保育を再開した場合が対象です。間に祝祭日が含まれていても同様です。 例：（令和4年度のゴールデンウィーク） 休園開始日：R4/4/30 休園終了日：R4/5/7 →5/5日以前に一部保育を再開していれば補助対象となります。 5/3、5/4、5/5は祝日のため、5/2に一部保育を再開していれば補助の対象です。 5/6に一部保育再開した場合は補助対象にはなりません。
4	補助内容	どのような経費が対象になりますか 物品を購入する場合はどのようなものが対象になりますか。	今回の補助は、休園した場合において、安心して保育の提供再開を行うための経費に対し補助金を交付することにより、早期の保育再開に資することを目的としています。 そのために必要な経費が対象となります。 具体的な事例としては、感染症対策に資する消耗品などの購入費（単価が30,000円以内のもの）、専門消毒委託費、PCR検査費用、抗原検査キット購入費。 再開後の感染症防止のための物品については、どのような目的で購入したのか、説明できるようにしてください。 なお、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。 また、消毒作業を職員で行った場合の人件費や食事代も対象外です。
5	補助内容	通信販売で購入した際の送料は経費に含めてもいいですか。	送料も含めて対象となります。
6	申請方法	申請にあたって、必要なものは何ですか。	交付申請書兼実績報告書（1号様式）とともに、以下がわかるものを添付して申請してください。 ・発注日が分かるもの（発注書や請負書等） ・納品、実施日がわかるもの（納品書、実施報告書等） ・代金を支払ったことがわかるもの（領収書等） 補助対象期間中に発注し、納品・実施が分かる資料と、その後、代金を支払ったことが分かる資料が必要です。添付いただく書類の名称は異なっても構いません。
7	申請方法	作業を依頼した業者から領収書が発行されない場合はどうしたらいいですか。	原則として、領収書の発行を依頼してください。 銀行振込などで領収書の発行を省略されている場合は、業者からの請求書と、銀行振込を行った控え、インターネットバンキングであれば、振込結果の画面コピーなど代替して、申請に必要な事項がわかるものを添付して申請してください。
8	申請方法	職員名義で支払ってしまった場合は、どうしたらいいですか。	以下の手続きを行ってから申請してください。 ①職員の方から領収書を手入力いただき、領収書金額を本補助金の申請者である法人から職員へ全額精算してください。 ②精算によって、職員の方が領収金額を受け取った旨の署名・押印がある書類作成してください。（PCR検査についてはホームページに参考のひな形を用意しておりますのでご利用ください） ③補助金申請の際に、①領収書と②書類を添付してください。
9	その他	保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金と同じ内容（重複）を申請できるか。	重複申請はできません。 いずれかの補助金1つに申請をしてください。
10	その他	100万円を超えるものも対象経費とすることができるか。	対象経費とすることができます。 ただし、1契約あたり100万円を超える場合は2者以上の市内の事業者から見積書を徴収をし、交付申請書兼実績報告書（1号様式）に添付して提出してください。 （対象期間中に分割して納品・作業実施をした場合もその経費の合計額が100万円を超える場合は同様です。）